甲　第294号証

平成２３年　１１月定例会　文教厚生委員会 - 12月13日-05号

平成２３年　１１月定例会　文教厚生委員会

１、開催年月日時刻及び場所
平成２３年１２月１３日
自　午前９時３０分
至　午後６時４１分
於　第１別館第３会議室

２、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	山田博司君
副委員長（副会長）	深堀　浩君
委員	小林克敏君
〃	吉村庄二君
〃	織田　長君
〃	高比良　元君
〃	外間雅広君
〃	堀江ひとみ君
〃	中村和弥君
〃	金澤秀三郎君
〃	山本啓介君
〃	松本洋介君

３、欠席委員の氏名
なし

４、委員外出席議員の氏名
なし

５、県側出席者の氏名

教育長	渡辺敏則君
政策監	相川光正君
教育次長	江頭明文君
参事監	谷本和男君
総務課長	石橋哲也君
県立学校改革推進室長	古川幸治君
福利厚生室長	豊村正博君
教育環境整備課長	尼崎　彰君
教職員課長	鳥山秀朝君
義務教育課長	池田　浩君
義務教育課人事管理監	長谷川哲朗君
義務教育課児童生徒支援室長	木村国広君
高校教育課長	中川幸久君
高校教育課人事管理監	玉島健二君
特別支援教育室長	古川勝也君
生涯学習課長	降籏友宏君
生涯学習課企画監	木村忠男君
学芸文化課長	川久保芳洋君
全国高総文祭推進室長	田渕伸夫君
体育保健課長	伊藤正弘君
競技力向上対策課長	遠藤雅巳君

学事振興室長	矢島大志君

福祉保健部長	岩本公明君
福祉保健部次長	藤田純次君

福祉保健部参事監(医療保健担当)　向原茂明君
福祉保健課長　久村豊彦君
医療政策課長　川良数行君

こども政策局長　大串祐子君
こども政策局次長　清水千恵子君
こども未来課長　嶋田孝弘君

建設企画課長　田村孝義君
建築課総括課長補佐　大崎尚哉君

6、参考人の氏名
長崎県公立大学法人専務理事　百岳敏晴君
長崎県立大学シーボルト校事務局長　池井大仙君

長崎県病院企業団企業長　矢野右人君
長崎県病院企業団副企業長　太田彰幸君
長崎県病院企業団企画部長　田本浩嗣君

対馬開発研究会顧問　三浦隆年君

7、審査の経過次のとおり

–午前９時３０分　開議–

○山田［博］委員長　おはようございます。
昨日に引き続き、委員会を再開いたします。
教育委員会の議案外所管事務一般の質問を引き続き行いたいと思いますので、まずは通告をされている委員の皆様方から質問をしていただきまして、重要な案件に関しては関連質問を行っていただきまして、その後に通告外の委員の皆さん方も質問していただくという順番でお願いしたいと思います。
めどを大体11時前後にできればと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
質問はありませんか。

《　中略　》

《　　中略　　》

ほかに質問がないようですので、これをもって、教育委員会関係の審査を終了いたします。
しばらく休憩いたします。11時50分から、県立大学の審査に入りたいと思います。よろしくお願いします。
暫時休憩いたします。

－午前１１時４２分　休憩－

－午前１１時５０分　再開－

○山田［博］委員長　委員会を再開いたします。
これより、長崎県公立大学法人と久木野教授との訴訟に関する判決経過等を議題として、審査を行います。
そのため、理事者の出席範囲については、事務に関連する範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いします。
なお、総務部長におかれましては、本日、総務委員会における審査が行われており、当委員会には出席できませんので、委員の皆様方のご了承をお願いいたします。
また、委員会初日に決定いただいておりました参考人として、お手元に配付しております名簿のとおり、長崎県公立大学法人専務理事、百岳敏晴氏及び長崎県立大学シーボルト校事務局長、池井大仙氏にご出席いただいておりますので、ご了承をお願いします。
ここで、委員長として一言ごあいさつを申し上げます。
本日、参考人におかれましては、何かとご多忙の中ご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。
新聞等々、マスコミ等でご案内のとおり、今回、久木野教授との裁判の経過について、所管である当委員会にも経過等を説明いただきまして、いろいろと議論をさせていただきますので、その際にはご協力を何とぞよろしくお願いしたいと思います。
ここで、参考人の皆様へ念のため申し上げますが、発言される際は挙手の上、委員長が指名した後、ご発言いただきますようお願いいたします。
また、ご発言は、委員からの質問に対し簡明に、案件の範囲を越えることなくお答えいただきますようお願いいたします。
なお、参考人は委員に対しての質問ができないこととなっておりますので、ご了承をお願いいたします。
それでは、長崎県公立大学法人と久木野教授との訴訟に関する判決経過等について、審査を行います。
まず、百岳参考人より、裁判に至るまでの経過及び裁判の経過、判決の概要等について説明をお願いいたします。
◎百岳参考人　長崎県公立大学法人の百岳でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
まず初めに、本学看護栄養学部の久木野教授に係りますバイオラボ事件につきましては、県議会をはじめ県民の皆様方に多大なるご迷惑をおかけいたしておりますことに対し、深くおわび申し上げます。

法人といたしましては、今後このようなことがないように再発防止に努め、学生や県民の皆様からの信頼を回復できるよう、教職員一同全力を挙げて取り組んでまいる所存でございます。

それでは、本日お手元に配付いたしております資料に基づきまして、裁判の経過等につきましてご説明をいたします。

お手元に配付している１枚目の資料でございますが、まず、裁判の概要、裁判に至るまでの主な経過でございます。

平成21年９月15日、長崎県公立大学法人は、久木野教授に対して、法人職員就業規則に基づき無断欠勤等を理由に停職６月の懲戒処分を実施いたしました。

これに対して、平成21年９月24日、久木野教授は、法人に対して処分の無効確認等を求める訴えを長崎地裁に提起いたしました。

久木野教授の提起の内容でございますが、停職処分を無効とする地位確認、それから停職期間中の賃金等約540万円及び損害賠償1,100万円の支払いを求める内容でございます。

平成21年11月５日に、第１回の口頭弁論が開催されて、去る平成23年９月28日に第15回の口頭弁論が行われ、結審をし、去る平成23年11月30日に第１審判決の言い渡しが行われました。

判決の概要は、停職６月の懲戒処分は権利の濫用として無効であるという判示。それから、法人に対し、停職期間中の賃金約534万円及び損害賠償280万円の支払いを命ずるという内容でございました。

判決文の中では、裁判所の判断は、以下に示すとおり大きく２点ございます。

まず１点目は、法人は、久木野教授が勤務時間中にバイオラボ業務へ従事することを知りながら、注意、警告もせず継続的に黙示の承認をしていた。したがって、久木野教授が勤務時間中にバイオラボ業務に従事したことを理由として懲戒を行うことが許されないことは明らかであるというものでございます。

２点目は、久木野教授に職務命令違反はあったけれども、それは懲戒を目的として資料の提出を求めたものであり、職務命令に正当な目的があったとはいえない。したがって、資料提出の求めを拒否したことを理由として停職処分を行うことは、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当なものとして是認することができないという判断でございます。

この判決を踏まえて、法人がその後どう対応したかというのが、２枚目の資料でございます。２枚目の資料をお開きください。

判決は11月30日に行われましたが、その日の午後、臨時の理事会を開催し、この判決は到底納得できないものとして直ちに控訴することを理事会で決定し、翌12月１日に福岡高裁へ控訴をいたしました。

なお、控訴理由書は別途50日以内に提出することになっておりまして、今後、弁護士と協議の上、対応することといたしております。

また、第１審判決は、停職期間中の賃金及び損害賠償について仮執行することができる旨、判示をしております。それで、法人といたしましては12月７日に、強制執行停止決定申立書を長崎地裁に提出、同日付けで長崎地裁から、判定認定額の約７割である600万円の供託命令が下され、法人は昨日、12月12日に法務局へ供託いたしたところでございます。

なお、先ほど弁護士の方から連絡がございまして、長崎地裁から、12月12日付でこの強制執行停止が決定をされて、本日、弁護士の方に通知があったという連絡を先ほどいただきました。

以上をもちまして、法人と久木野教授との訴訟に関する経過等の説明を終わります。

どうぞよろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○山田［博］委員長　ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより質問を行うことといたします。

質問はありませんか。

◆高比良［元］委員　地裁の判断の(旧)のところを導き出すについて、裁量労働制というのか、実質的に働いておったんだというようなことが報道で知ったんですが、仮に裁量労働制であったとしても、広義の職務専念義務というのはあるわけで、したがって、この教授が何を専攻する教授かよく知らないけれども、学生に対して、そのカリキュラムに沿った適正な教育がなされていたかどうかということについては、裁判所において争点としては取り上げられなかったのかどうかということを確認したいと思います。

◎百岳参考人　ただいまのご質問の関係については、判決の中では触れられておりません。

◆高比良［元］委員　だから、勤務時間中に久木野氏が、学校で授業に関わっておらずにバイオラボ業務に従事したということが無断欠勤かどうかということで争われているわけですね。

無断欠勤には当たらないということの根拠として、実質的な裁量労働制がされていたという話なんだけれども、例えば、百条委員会の中で議論になった時に、彼が代表を務めるバイオラボの本社に学生を呼んで、そのバイオラボのいろいろな業務に従事させておったということを証言する人たちがおられるわけです、バイオラボの当時の職員というか、嘱託とか。こんなのは、要するに何の専攻か知らないけれども、とてもシーボルト大学で認められているような教育ではないと思うんですよ。

ということは、彼に課せられたカリキュラムに沿った教育を行うということに違反しているわけよ。こういうことは主張しなかったのか。こういう違反があるから、職務専念義務に違反していると、あるいは公務員の信用失墜行為に当たるんだというような主張はしなかったんですか。そのことをもって久木野氏に対する責任を追及すると、そういう手法は講じなかったんですか。

◎百岳参考人　久木野教授の勤務形態についての授業の問題については、結論といたしましては法人としては主張をいたしておりません。

事実上裁量労働制であったんだと久木野教授は主張をされておりますけれども、私どもは裁量労働制ではなかったんだという主張をずっと繰り返してきております。

それから、仮に裁量労働制であったとしても、基本的に授業等は裁量の範囲から外れることになりますので、授業はいつでもやっていいというような話にはならないというふうに私どもは理解をいたしております。

２年前に文教委員会に報告をいたした時は、中国渡航によって授業を３コマほど休講をし、そのかわりの補講もしていなかったという旨の報告をいたしましたけれども、当時、一つの講義で半期15回授業を実施するようになっておったわけですが、当時は13回前後で講義が成立するような大学の考え方がございましたものですから、その部分については大学として、今回の第１審の訴訟においては主張をしておりません。

♦高比良［元］委員　高裁に控訴しているんだけれども、その時の控訴事実として今後争うのに、無断欠勤が理由だということ１点のみしか主張ができないんですか、ちょっとよくわからんのだけど。私が言ったように、本来授業でないことを授業にかえて行ったこと、これが要するに信用失墜行為に当たるとか、職務専念の義務を果たしていないとか、そういった追加主張というのは、公判によって主張できないんですか、どうなんですか。

◎百岳参考人　確かに委員がおっしゃるように、当時久木野教授は、松山のバイオラボの本社に学生を呼んで、そこでいろいろ学生を勉強させていたというような話があったことは事実でございますが、大学の事情聴取に対しては、そこは授業というようなものではなくて、学生が勉強のために来ているんだというような回答を大学の方にはしていたものですから、授業ではないということを踏まえて、法人としては今回の訴訟においては、その辺のところの主張はいたしておりません。

♦高比良［元］委員　要するに授業であろうとなかろうと、彼が１年間のカリキュラムの中で授業として行わなければならない持ち時間というか、消化しなければいかん時間数というのは決まっているわけでしょう。そこはどういう形であれ、全部消化というか、完遂されたんですか。そこのところが問題なんだけど、どうですか。

◎百岳参考人　当時、久木野教授は、週４コマ程度の授業を持っておりまして、基本的にはその授業については、３回の休講以外は実施をしていたということ。

それから、学内では、学生のための委員会である学生委員会とか、カリキュラムを検討する教務委員会とか、各種委員会が十数ございまして、そこに先生方は委員としてずっと名を連ねているわけでございますけれども、そういう委員会への出席、教授会への出席についても、ほかの教員と変わらない程度の出席をしていたというような実態を把握しておりましたから、その辺のところは法人としては主張をいたしておりません。

♦高比良［元］委員　何コマか知らないけれども、それは全部消化したということは、授業時間内であれ外であれ、要するに裁量労働制だから、授業時間中にやらなかったことが無断欠勤ということにはならないと裁判所は判断しているんだけど、要は課された、自分として与えられた、何コマか知らないけど、要するに授業をするというところをきちんとやったかどうかというのは、実施されていると簡単に言ったけれども、そこは本当にきちんと確認したんですか。ここは私は非常に大きいと思っているんだけど、確認したんですか、どうですか。

◎百岳参考人　当時、大学の方で、その授業を担当している部署とあわせて１つ１つ精査をいたしておりまして、確認をいたしております。

♦小林委員　今日のこの説明の資料を見るまでもないことだけれども、５年間で大体380日無断欠勤と、こうあなた方は訴えているわけだよね。

結局、判決の中で、その間全く注意をすることもなく、いわゆる警告をすることもなく、これをある意味では黙認しておったんだというような形で、そこのところが一番、裁判所の訴えを退ける、裁判官の心証を悪くしていると、そういうようなことが記事に書かれているし、またこの資料に書かれているわけだけれども、大体が、法人のあるべき姿ですね。教授であろうが誰であろうが、給料を県民、国民の税金で払う対象者が、５年間で380日も無断欠勤しているという事実に対して、百条委員会で指摘をされたり総務委員会で指摘をされて、結果的にその時になって初めてそのことが明らかになるということ。それはやっぱり学校の、法人そのもののあるべき姿が少し問題点があるのではないかと、こんなような考え方を持つわけですよね。

だから結局、今、いろいろ報告を高比良（元）委員の質問に対してされている中において、まだこれも訴えていないとか、これもまだ裁判でしっかりこちらの主張をしていないとか、こんなような非常に大事なところを、何か今回の諫干の裁判と同じように、なんでもっときちんと言うべきことを言わないのかと。

国に任せてしまって、現場の人間とか、諫干を開門することによってどれだけのハンディが生まれるのかということを、証人として、現場の一番被害をこうむるであろうとか、あるいはこういう問題に悩まされてきた人たちを、そういう証人を求めていないと。国だけの事務的な話だけやっていると。申しわけないが、それと一つも変わらない、あなた方の姿勢は。

結局、指摘をされて初めて、これが無断欠勤ということで、後からいろいろやっていると。その間、何も注意もしない、警告もしないということは異常よ。こういうやり方が、なんでまかり通るのかと。

これは、あくまでも学問の自由とか、教授の自主性とか、そういうことをおもんぱかって、いろいろ大学の自治の中と、そんなよくわかるようでわからないようなことを用いて、何かこう全部性善説の上に立って、自主的にきちんと職務の専念義務を守っていただけるものというような形でやっているわけだよ。

確かに我々が百条委員会を通して久木野氏を見てきた時に、非常に表向きはソフトだもんな。しかし、中身はどろどろしているたい、本当に。これはもう人物の評価を申し上げて悪いけれども、現実に我々の百条委員会を通して長い間ご本人を見てきた姿は、率直に私の感想は、この表面のソフトさ、こういう状況から比べた時に現実はどろどろしておりますよ。自己破産なんかをとっととやって、そして自分が長崎県から１億円、長崎市から9,000万円に近い公の県民の市民の血税からベンチャー企業とかということで引き出して、裁判で結局は破れたといえども、本当に手続として虚偽の申請をしてお金をいただいている。これはある意味では詐欺ですよ。それが裁判では通らないというところに、この裁判の戦い方が、どうも我々はいま一つ納得ができないわけですよ。

長崎に在住していない職員を、長崎に在住しているような虚偽の申告をして金を引き出し、それが罪にならないとかということが、一体我々の顧問弁護士なり、どういうような戦い方をしていただいているのかと、そちらの方にもやっぱり文句も言いたいし、また、これは当然のことながら県あたりが、あるいは大学法人が裁判を起こすということになれば、当然顧問弁護士あたりといろいろ相談しながら、勝てるか勝てないかということを当然事前にやるわけだよ。これはちゃんと脈はあるというような前提の中で、長崎県側の言い分、あるいは大学法人としての言い分、そんなものをきちんと精査して、闘えるか闘えないかと。最初から負けるなんて、出たとこ勝負なんてやるわけはないじゃないか。

これらの準備をしながらやって、根幹的に５年間の380日を無断欠勤と注意をすることもなく、全然警告をすることもなく、要するに大学の自治とかということで自主性に任せるというような曖昧な姿勢が、今回の裁判でかなり心証を悪くしているし、おまえたちもそれだけ訴えるならば、もうちょっと日ごろからきちんと運営についてはやるべきではないかと。これはある意味では、久木野氏がどうのこうのというよりも大学に対するところの、我々に対するところの警告、あるいはこのていたらくを批判した裁判の結果であるかもしれないと。

だから、そういうようなことを考えてみまして、なんでこうやって警告も、あるいは注意もすることができないようなシステムになっているのか。なんでこうやってまかり通るのかと。

現実に、私たちはバイオラボの本社を見に行きましたよ。こんなすごい、税金でこんなようなところをやって、そこに学生を入れて、そこを授業だというようなことで、裁判になったら手のひらを返すわけだよ。あなた方との事情聴取の時には、あくまでもこれは社会勉強みたいな、授業としては認定せず、やっているにもかかわらず本番になったらひっくり返す。あの人のやり方だよ。よくわかる、私は。だれよりもわかる。百条委員会を高比良（元）委員ともどもやってきて、よくわかる。

だから、そういうように手のひらを返されて、なんでそういう証言を。これは諫干の百条委員会じゃないけれども、当然議事録はあるわけだから、なんでそうやって議事録に基づいて主張すべきところを主張しないのかと、これは非常に私は理解できないと思うんです。

そういうことでちょっと質問をしますと、なんでこうやって５年間380日を、注意をしない、警告をしないと。我々県議会側から言われて初めて後追い調査をやると。こんなシステムは一体どうだったのかと、今後はそういうことに対してどういうような切り替えができているのかと、こんなことも答弁ができればと思いますね。

◎百岳参考人　今回の判決の一番のポイントは、先ほど小林委員の方からお話がありました、この裁判所の判断の㈰の部分でございます。勤務時間中にバイオラボ業務へ従事することを知りながら、注意、警告をせず継続的に黙示の承認をしていた、だから、勤務時間中の兼業の部分については、これを無断欠勤として懲戒処分するのは違法だというのが、この判断のポイントであることは間違いございません。

私ども、この第１審の裁判においては、バイオラボ業務へ従事していることを知りながらというのは、知っておりませんというふうな主張をいたしております。

そして、注意、警告もせずという部分については、その都度、勤務時間中にバイオラボ業務に従事する場合には振り替えをしなさいよというふうに、通知とか口頭で言っているというような主張をしてまいりましたけれども、残念ながら裁判所の判断はこうであったというのが事実でございます。

今度、控訴においては、この辺のところを強く主張をしていくことになろうかというふうに思っております。

◆小林委員　今のお話にあるように、まさにバイオラボの業務については時間外にやってほしいということを契約されて、兼業許可を出しているわけだよ。時間外にやるんだと、それを承知しているわけでしょう。それを結局、380日無断欠勤と言われるような、そういう勤務時間に食い込んでいるということ、それが結局は後追いになっているところに弱さがあるとか、そういうことで注意を与えなかったと言うけれども、今の話では注意を与えておったんだと、口頭でと。あるいは勤務時間に仕事をする場合は、必ず振替日を設けよと、ここもやってきたんだと。

私は、率直な話だけれども、この久木野氏に付いている弁護士は、まれに見る腕の利く弁護士だ、これは。正直に言って。

だって、さっきも言ったけれども、長崎県から１億円、そして長崎市から9,000万円近く、これだけの金を引き出しておって、さっき言ったように詐欺まがいなことを平気でやっているんだよ。これははっきりしているわけだよ。それを結局罪に落としきらないというか、それが裁判所でまかり通ると。裁判所の認定の仕方がおかしいのか、要するにあちらの弁護士の腕がいいのか、それともこちらの戦い方が、失礼だけれどもちょっと弱いのかと。

これは、長崎県公立大学法人の将来にかかっていると私は思うんですよ。これで負けて、こんなぼろかすに言われて、しかも事実と違う認定をされて、こういう判断の中で判決が出てくるということ。もうちょっとこれは裁判の闘い方を、弁護士先生の名誉にかけていろいろ言われないけれども、少し戦略を考えていかないといかんよ。

裁判というのは、私は幾らか経験をしているから言うんだけれども、やっぱり戦略だよ。戦略をきちっとやっていかな

いといかんよ。だから、そうやって高裁まで控訴したことが事実になったわけだから、もっと主張すべきところは主張して、相手の弁護士に負けないぐらいの体制を組んで、これは、もうただ帳面消しで議会から言われてやっているんじゃないんだから、あなた方がこうやって無断欠勤ということを認定したがゆえに、こうして訴えるに値するということで、訴える価値があるということの中でやっているわけだよ。まだ事実関係について争うべき内容を、主張すべき内容を主張していないというところに正直言って不満を感じる。

そして学校の体制については、これからの厳しい状況の中で、教授と大学法人、あなた方の関係とか、もっともっと明確にしながら、先生方に対してのこういう職務の専念義務はしっかり守っていただかなければ、学生が浮かばれないと。学生に迷惑かける。つまらぬ教授などを入れておくと結局生徒が集まらないと、ここのところが一番問題でありますから、全体に大学法人の、県立大学の今後の運営に関わる、経営に関わる、権威に関わる。そのくらいの気持ちを込めて、私ははっきり重ねて言っておく。

今の裁判の対策、まだ主張すべきところを全然主張していないと、そんなのを百岳さん、あなたは認めているけれども、裁判というのは、第１審の原審がものすごく大事なんだぞ。高裁で、よっぽどの証拠がない限りは、これはひっくり返らないんだよ。そういう点から考えていけば、一番大事な原審を適当にやっているというような形にしか見受けられない。こうして裁判をやる以上は、絶対に勝たないとだめだよ。あなたたち個人の名誉とかじゃないんだよ。長崎県立大学のいわゆる将来の命運を担っている、こんなような気持ちの中で、控訴をする以上はしっかり対応して、これをひっくり返してもらわないと。

久木野教授は、この記者会見の中で、よっぽど適正な学校運営が行われていないような言い方をして、その見出しだけを見る県民は、何かよほど県立大学というのはおかしな大学だとか、そこに大学の自治などは全く存在をしないかのような、そんな悪い印象を与えるようなコメントですよ。もってのほかだよ、そんなことは。

もうちょっと頑張ってもらわんばいかんですよ。百岳さん、あなたも頑張る人だということで今は専務とか何とかで行っていて、あなたは能力のある人だと思っているよ、我々は。その能力をもっとそういうところに向けて、勝たないといかんぞ、これは。勝たないと絶対に、威信は名折れになってしまう。決意を。

◎百岳参考人　この問題につきまして、多少なりとも大学の信用の部分については失墜をしているというふうに私どもは思っております。それを解決、信用失墜を回復するために、私どもといたしましても、教職員一同で頑張っていきたいというふうに思っておりますし、福岡高裁の控訴につきましては、必ず私どもの懲戒処分の正当性が認められるように、弁護士と協議をしながら控訴理由書を作成して争っていきたいというふうに思っております。

勤務時間中にバイオラボ業務に従事しているのを知りながらということについては、知りませんでしたということを一審では主張をいたしております。これは、先ほど小林委員の方からお話がありましたように、勤務時間外に兼業業務に従事するという前提で許可をいたしております。私どもとしては、勤務時間外にしているものというふうにすべての職員が思っていたということは間違いありません。

実は、平成20年９月の頭に、バイオラボの破綻の報道がなされて、早速、当時のシーボルト大学の事務職員が、ちゃんと時間外にしているんだよねという事情聴取をしているんです。その時の答え方は、中国渡航については、土曜・日曜日に１泊２日で、少ししか行っていませんというようなお話でございました。それぐらい法人の職員は、勤務時間外にやっているものというふうな認識の仕方でございました。

しかしながら、12月10日の文教委員会で当時の山田（博）委員の方から、頻繁に中国に出張しているよというご指摘があって初めて、そこを調査したら中国に相当数出張しているというのが判明をいたしまして、こういうふうな勤務時間中にバイオラボの兼業先の業務に従事したということで、今回、停職６月の処分をした次第でございます。

中国渡航だけではなくて、バイオラボ株式会社の方に入り込んで、出張命令書とか、会議録とか、取締役会の議事録とか、全部つぶさに探し出して、調査委員会としてはこの382日間にわたる勤務時間中の兼業先業務の従事という実態をやっと把握して、そして９月15日に後期の授業が始まるので、早めに対応する必要があるということで大学として処分をした次第でございます。この辺のところをもう少し控訴審におきましては強く主張をして、このようなことがないように、弁護士と協議しながらやっていきたいというふうに思っております。

◆小林委員　今の決意のほどを聞いてよくわかりましたが、最後に一言だけ申し上げておきたいと思います。

結局、この判決を見た時でも、被害者意識的なことばかり言うわけよ。自分が関わってきたこと、自分の手によってやってきたことを全然正当化せず、平気で虚偽、うそを述べるという、人格的に欠陥があの人はあるんじゃないかと。百条委員会でも、渡航については土曜日、日曜日だけしか行っていないんだと、ほかの日は行っていないと、こんなことを平気で言いきるわけだよ、実際ではないことを。百条委員会だから、本当はそこは摘発せんばいかん。告発せんばいかん、本当はね。虚偽、うそを言っているということで。

そういうようなことも含めながら結構あるわけだけれども、この山田（博）委員長が当時の文教委員会の中で、そういうようなことでひっくり返したと。これはある意味では大手柄なんだけど、そういうことも含めて、全部自分がやったことに対しても被害者意識、そして政治的な思惑の中で自分がターゲットにされていると。

余談だけれども、自民党県議団で２つに割れておったと。そうしたら、反金子とか反県政的な人が、金子県政を追いつめるために、このバイオラボを持ち出してこんなことをやっているんだと、そんなようなことを平気で記者会見などして言う人だから、こんな人が県立大学の一翼を担っていらっしゃるのかと思えば、ちょっと残念な気持ちで実はおるわけですよ。これは政治的な思惑もなければ、何の思惑もない。

あなたたちが控訴しているのも、県議会がそれをやれと言ってるわけでもないし、あくまでもあなた方の、県立大学の

あるべき姿でですね。５年間で380日も無断欠勤というのが明らかになって、それを何もやらないとしたら、それこそその見識を問われるであろうと。だからそういうことで、見識を持っておやりになっていると。

裁判は、弁護士さんの腕もあるけれども、とにかくもっと事実関係を、こうやって材料がいっぱい、今聞けばあるような感じもするし、言うまでもない、釈迦に説法だということだけれども、弁護士さんも新しく変えるのか、それともプラスしてやっていくのか。

それであなた、多少なり大学の失墜とか言っているけれども、多少じゃないぞ。相当な信用失墜につながっているということ、ここはちょっと言葉を訂正してもらわなければ。少なからずじゃないんだぞ。かなり大きなウエートがあって、最大の信用失墜行為になっていると、こういうような認識の中で、この次の裁判を堂々と、あるべき主張を正しく貫いていただいて、県民の皆さん方の納得のできるような結論が出るように最大の努力と、またそうあってほしいということを希望しておきます。頑張っていただきたいと思います。

♦織田委員　私は、この大学の先生の話というのは委員会でずっとやっていた話を聞くだけで、先生と特別にやりとりしたわけでもないので、また聞く話で、なかなかなれた先生かなという思いをしながらおったんですけれども。

百岳参考人からさっき話があったんですけれども、知りながらという部分については私たちは知りませんでしたと、率直にお話がありましたね。大学の先生がそこで従事していることに、一々自分たちは関与しておりませんという話ですけれども、大学の先生は時間外で仕事をしてもらうという約束でしたという話でしたね。それは何か取り決めみたいなものを取り交わしているんですか。ただ、口頭だけなんですか。

◎百岳参考人　法人の就業規則で職務専念の義務が課せられておりまして、勤務時間というのは、勤務時間の規則の中で、当時は９時から５時50分までが勤務時間ですよと規定されております。

そして、職員兼業規程というのがございまして、兼業の業務については、大学の業務ではないので勤務時間外に行うものとするという規定がございます。兼業の場合には、職務専念義務との関係で、いわゆる勤務時間外に従事をする場合であっても届け出をして許可を得るような仕組みになっております。

久木野教授は、平日の勤務時間外に３時間程度、そして土曜、日曜、祝日にバイオラボ業務に従事をしますという兼業許可申請書が提出をされまして、その要件で法人の理事長が許可をしていると。

ただし、バイオラボ業務の場合に、代表取締役社長としての就任で許可をいたしておりますので、取締役会等が９時から５時50分までの間にあるような場合は、それは兼業先の業務でありますから勤務の時間の振り替えが必要ですよと。例えば、午前10時から12時まで取締役会があります場合には、９時から12時までを勤務時間外として、その３時間の分はその日の18時から21時まで振り替えれば勤務時間外というふうな取り扱いになるわけです。こういう条件で許可をしていたと。

ところが、その振り替えの部分については何ら申請がなく、私どもといたしましては、申請書のとおり勤務時間外に勤務していたものといいうふうに認識をしていたということでございます。

♦織田委員　いろいろと聞くというよりも、弁護士さんを立てて控訴しているので、一つ一つ確認することもないんでしょうけれども、大学の先生でベンチャーをやっている先生はほかにもいらっしゃるんですよね、きっとね。やっていらっしゃった方はこの先生だけじゃなくて、当然兼業する分の許可申請をするわけですね。申請して、それがオーケーをいただいて、今のお話のようなくだりの部分で従事していくようになっているわけですね。

それは１回認可をいただいたらずっと、例えばこのバイオラボの仕事が大変盛んになってきたとか、いろんな経過で変わってきたことによってそれが変化していくということは、そういうことを認めているわけではないんですね。

◎百岳参考人　兼業の許可につきましては、単年度主義でやっております。毎年申請があって許可をするという形にしておりますので、例えば兼業先での業務従事による報酬の額が変わったりとか、業務の内容が変わったりとかというのは、兼業の申請書の中で少し変わってくるんだろうというふうに認識をしております。

♦織田委員　そうすると、きちっと毎年、そうやって許可をいただいたという資料は、裁判の時にちゃんと資料として出しているんですか。どうですか。

◎百岳参考人　裁判に出しました。当初、久木野教授は、許可書をもらっていないという主張をいたしました。

ところが、平成20年10月に浦上警察署の家宅捜索が研究室にありまして、久木野教授の研究室の中に、理事長が許可をした数枚の公印をついた許可書と職員兼業規程がございまして、警察の同意をとって裁判所の方に提出をいたしましたら、向こうは主張を撤回というようなこともございました。

そういうことで、私どもは、許可書そのものはちゃんと単年度でやっていますというような主張を第一審でもやってきたところでございます。

♦織田委員　その辺のことがきちっと裁判の中で向こうに伝わらなかった、裁判所の印象としてはそういう印象だからこういう結果になったということで控訴するわけですね。

今、弁護士さんは３人とおっしゃったですかね。３人で担当しているんですか、何人で担当しているんですか、この件については。

◎百岳参考人　一事務所に３人の弁護士さんがいらっしゃいまして、３人で担当していただいております。

♦織田委員　そうすると、この間、裁判に２年間かかっているわけですね。十何回やりとりをしたとおっしゃっていましたね。裁判費用はどれくらいかかったんですか。

◎百岳参考人　裁判の委託契約は、１件当たり50数万円、ちょっと資料を手元に持ちませんけど、50万円程度の弁護士

との委託契約で、勝った場合の成功報酬がまた倍というふうな形でございました。

この判決は地位確認で本訴でございますが、ほかに、裁判を受ける権利が侵害されたといって私個人が久木野氏から損害賠償で訴えられた事件もございまして、その分は最高裁でもう終わりましたけれども、トータルで裁判は３本ございまして、１件当たり約50万円ぐらいの契約でいたしております。

♦織田委員　１件って、２年間ずっとあったわけですね。トータルとしてどれくらいというのは、私は裁判の費用の積算というのはわからないんですけど、例えば最初の段階で、弁護士さんにこれぐらいでお願いしますという話を普通はするんじゃないんですか。１件というのはどういうものですか。

◎百岳参考人　それは、１つの訴訟の案件で着手金として50万円程度支払う。そして、裁判にかかるいろんな費用がございます。印紙とかコピーとか、または出張とか、そういう費用は別途法人が払うというふうな形での契約でございます。ですから、この地位確認の本体の部分では50万円程度、そして仮処分の命令、私個人が訴えられた部分については、損害賠償は１件として、そして福岡高裁で１件、最高裁で１件というような形でございます。

♦織田委員　積算していけば、時間が長くなればかかるという話になりますね、どうしてもね、裁判だから。

そこで、50日以内に控訴理由書を提出するとなっていますけれども、お話だと、同じ弁護士さんに頼むことになるわけですね。早々に戦術を考えて取り組む必要があると思いますが、50日以内に提出するということは、来年１月までですね。これは早々に、ある程度まとまったら正式に理由書をつけて裁判として争うというふうになっていくわけですね。

早々というのは、50日というのは、もう大体決めているんですか。弁護士さんとは。

◎百岳参考人　これは、控訴した場合の控訴理由書については、民事訴訟規則で50日以内という規定がありますので、その民事訴訟規則の規定に基づいて、12月１日が控訴日でございますので、１月20日ぐらいまでに、その理由書を提出しなければいけないということを弁護士から聞いております。

♦高比良［元］委員　時間がないけど一言だけ。

今回の控訴に当たっては、争点となる事実と訴訟物が限定されているので、なかなかやっぱり予断を許さないというふうに思うんだけど、しかし万が一の時にも。

さっき小林委員からも指摘があったように、この久木野氏がやった反社会的行為というふうに私は思うんだけれども、詐欺まがいで、あれだけ県や市の出資金や補助金というものを毀損しただけではなくて、まさにベンチャーキャピタルとか県内の企業からの出資、そういったこともすべて毀損をさせてしまった。このトータルの額が幾らか、とにかくすごい何億円という金ですよね。そのことによってまさに被害を受けた人たちはもとよりだけれども、長崎県のやっているベンチャー育成についての産業政策そのものに対しても、施策そのものに対しても大きな打撃を与えてしまっている。県内経済の振興ということについても、ある意味ものすごい打撃になったというような、そういう事件なんですよ。

そのことでいみじくも百岳参考人が、大学に対しての信用が損なわれたんだという話をしたんだけど、そうしたら、そのことがどういう形であらわれてきたのか。あるいはそれを一定回復するために、どういう事務とかいろんな投資が必要だったとか、そういったところをもうちょっと掘り下げて整理をして、そういう角度からの、例えば損害賠償を請求するとか、いろんな方策はあると思うんだよ。

だから、この今回の裁判に限らず、今言われたように３本もあったという話だけれども、やっぱりあの手この手でとにかく久木野は許さないという姿勢のもとに、大学としては闘い通すというような決意のもとに頑張っていただきたいというふうに思いますから、なお一層のその法的な整理をお願いしたいと思います。

○山田［博］委員長　ほかにありませんか。

委員長を交代します。

○深堀副委員長　委員長、発言をどうぞ。

○山田［博］委員長　百岳参考人、この久木野教授の無断欠勤というのは、先ほど小林委員の方から紹介があったように、記録があったわけですね、私の方からね。初めて知ったということで。私から言わせると、そういった点は大学側も反省すべきであったと思っているんです。

そこで、今回、基本的に大学側としては、教授の先生方はそういったことはしないだろうという性善説に基づいていたんですけど、その中で、教授として。

今回の裁判の結果を教授会の方でどのように受け止めているか、聞かせていただけますか、大学の先生方の。先生方にも関わってくるわけでしょう、これは。もちろん先生方とも話をしているでしょう、教授の皆さん方と。その反応を聞かせていただけますか。

◎百岳参考人　先生方については、久木野教授の実態、人柄等を踏まえると、私どもに対して、負けたことはちょっと残念だったと、頑張ってくれというような声をほかの先生方からは伺っております。

○山田［博］委員長　そうすると百岳参考人、実際、大学運営の中で教授の先生方は相当多数がそうおっしゃっているわけでしょう。実際にそういった方々がいたと。この久木野教授と中で一緒になって、はっきり言って大学の教授の講義とか何かがうまくやっていけるのかどうかというのはどうなんですか。

裁判は裁判で大切なことですけど、私が心配しているのは、この大学の中で生徒に対する影響がどのようにあるかと、教授とのやりとりもあるでしょう、カリキュラムを組む中で。それはどうですか、お聞かせ願えますか。

◎百岳参考人　久木野教授は、看護栄養学部の栄養健康学科に所属しております。栄養健康学科には20名の教員がおりますけれども、その20名が一致団結して一つのベクトルの方に向いて頑張るというのがなかなか難しいところがあるこ

とも事実ということを伺っております。

しかし先生方は、これに負けないように今年も健康栄養学科の管理職の先生方は、県内の高校10数校を回って自分たちのＰＲ等を実施したりして、一生懸命信頼回復のために努力をしているという実態がございます。

○山田［博］委員長　そうすると、はっきり申し上げて、教授の先生方におきましては、同じベクトルに向かってやろうとはなかなかはっきり言って難しいけれども、しかしながら、生徒のこととか学校の運営を考えたら、そこはぐっとこらえて、今は大学の運営に取り組んでいるということですね。そういった現状がわかったと。

そこで、もう一つ。今回の裁判の結果において大学側の方に、一般県民の方から何かのアクションとかありましたか。抗議の電話とか何かありましたか。なかったですか。あったんだったら、どういったことがあったかというのを聞かせてもらいたいと思います。

◎池井参考人　久木野教授はシーボルト校に在籍をしておりますので、本部の方にあったかは私はわかりませんが、少なくともシーボルト校に対して、久木野教授のこの裁判について苦情とか、そういうものはあってはおりません。

○山田［博］委員長　今、受講している生徒の中ではどうですか。生徒とか、生徒の保護者とかというのは特段ございませんか。学内の教授は別として、関係者の方からは特段なかったわけですか。

◎池井参考人　先日、後援会の理事会がございまして、その時に保護者の方からそういう話があるかなというふうに思っておりましたが、具体的にはあっておりません。また、学生の方からも、学生支援課の方に例えば苦情があったというふうなことは、現状では聞いておりません。

○山田［博］委員長　そうすると、どういった形で思っているかとか、口にしたくても口に出せないところもあるかもしれませんけど、一番懸念していることは学内で特にないということであったとしても、一番は教授の先生方がしっかりと。

極端に言うと、この裁判をして、認定されるか、裁判所でこういった結果が出て、いずれにしても私が一番心配しているのは、大学の教授の先生方が、自分たちの士気が低下をしないようにしっかりやっていただきたいということなんですよ。

裁判はもちろん一生懸命やる、徹底してね。

全体的に言うと、何か大学側が久木野教授との対決というのに腰が引けているようなイメージがあるわけですよ、私はね、はっきり申し上げて。今までのずっと流れからすると。だから、徹底してね。今回のこうした教授の姿勢というのは、あってはならないわけだから。大学の教授というのは、こういった神聖というか、しっかりとした大学の教授として職務を全うするという性善説に立っていたわけだから、それを裏切られた行為だから。

授業の申告とか何か、全部自己申告でしょう、これは全部。ね、百岳参考人、これは自己申告だったでしょう。自分はいつ休んでとか、それはどうでしょうか。お答えいただけますか。

◎百岳参考人　授業の部分は、久木野さんの事情聴取プラス、学生支援課に授業の経過等の資料を確認した上でのお話でございます。

○山田［博］委員長　そうじゃなくて、自分が例えばここを休むとか、休講しますというのは全部自己申告でしょうと言っているんです、私は。

◎百岳参考人　そのとおりでございます。

○山田［博］委員長　だから、今回、教授の先生からすると、全部そういうふうに見られてしまうわけです。自己申告制がなっていなかったわけだから。自己申告制で、大学側としてはそれがきちんとされているだろうと、要するに信じ切っていたのが裏切られたということだから。また先生方も、ほかにそういうふうに見られると、思われるというのが教授として、教育者として自己申告をきちんと守るというのは当然だったわけだから、お互いの信頼関係でやっていたんです、大学と教授の間では。それが今回、全くなかったということだから。

裁判の結果はこういうふうになりましたけど、私は何が言いたいかというと、教授の先生方のお互いの信頼関係が大変薄れたということなんですよ。教授も、こういった状況で果たして久木野教授みたいな方と一緒になって大学の授業をやっているかというと大変難しいということがわかったから、そこでしっかりと、裁判は裁判、授業は授業としてしっかりと取り組んでいただきたいということを要望して、最後に百岳参考人の見解を聞いて終わりたいと思います。

◎百岳参考人　授業の部分については、確かに教員自らの自己申告でございますが、今回の事案を踏まえて、申告があった場合にはその時に、いつ補講をするのかというものを出させるようにしておりますし、また、いろんな先生方が会議のために大学を離れて授業ができない場合には、その出張伺いの時に、授業があるかないか、すべて事務当局の教務の方でチェックをする体制をとっておりまして、今はそこのところはちゃんとやっているということをご理解を賜りたいというふうに思います。

控訴審におきましては、県民に納得いけるように頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○深堀副委員長　委員長を交代します。

○山田［博］委員長　ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山田［博］委員長　ほかに質問がないようですので、本件についての意見聴取を終了いたします。

再開は２時30分からといたします。

しばらく休憩いたします。